

「山形県公共調達基本条例」とは…

● 条例制定に至った経緯

- 山形県では、過去に農業土木工事や測量・設計業務において談合事件があり、その対応策として一般競争入札の対象を拡大するなど、競争性の確保を図ってきましたが、近年になり、採算を無視した過度な低入札の増加が見られるようになりました。
- それにより、技術力が高く、経営にも優れた企業が公共工事を適正に受注できなくなるなど一部弊害が指摘され、このことが、これからの公共工事の品質を確保していくうえで、大きな問題となる可能性が懸念されました。そこで、県では、今後公共工事の品質が、持続的に安定して確保されるのかという問題認識のもと、山形県における公共調達のこれからの制度構築の在り方について検討することとし、山形県公共調達改善委員会を設置(H19.9~H20.3)しました。
- 委員会からは、入札契約制度改善の基本的な考え方や仕組みづくりなどに関する提言をいただきましたが、条例を制定することにより、県が望ましいと考える業者像などを基本理念として明示するとともに、公共調達の全体を監理する第三者委員会を設置し、県民や議会と一緒に、不断に改善を図っていくべきとの提言もいただきました。
- 県では、委員会の提言を真摯に受け止め、パブリックコメントなども実施しながら、策定作業を進め、平成20年山形県議会6月定例会において、全会一致で可決・成立しました。

● 条例のポイント

1 目的（第1条関係）

公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、公共調達に係る入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。



県が工事や物品などを調達する場合には、「価格の安さが絶対条件で、品質はそれなりでも構わない」と考えるのではなく、特に、県民の安全・安心に関わるものについては、これまで以上に品質を重視していく、との姿勢を表しています。

2 基本理念（第3条関係）

建設工事等に係る入札契約制度は、建設業者等の技術のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならない。

建設業者は、県民活動を支える各種インフラ整備を担っているほか、災害時の応急対策や除排雪など、地域コミュニティを維持するうえにおいても、重要な役割を果たしていただいています。また、農業に従事されている方が、その収入不足を補うために、建設業にも従事される方が数多くいらっしゃるなど、県民生活にとって、欠かせない存在になっています。そのようなことから、県では、県が行う入札等の過程において、様々な観点から建設業者を評価し、結果に反映することにより、建設業に関わる企業と労働者が、より地域に密着し、また、安心して仕事に取り組んでいただけるようにしたい、と考えています。

3 公共調達評議委員会（第5条～第12条関係）

委員会は、知事等の諮問に応じ、又は自発的に、公共調達に係る入札に参加する者に必要な資格の見直しその他公共調達に係る入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議する。

委員は、学識経験のある者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

通常、県が設置する委員会等は、県が課題と考えるテーマをお示しし、検討をお願いしたり、御意見を伺うという方法をとっています。それに対して、この条例で設置する委員会は、「自発的に」調査審議することを可能としていることに大きな特徴があります。

委員を任命するにあたっては、議会の同意を得ることとしておりますが、これにより、行政から一定程度の独立性が保たれ、自由闊達な議論が期待でき、また、委員の選任を通して、県民の意見を反映できる、と考えています。

山形県の入札制度(建設工事関係)のあらまし

※平成21年1月現在(3を除く)

1. 工事規模別入札方式

工事規模	入札方式※	地域要件	低入札対策
26億3千万円以上	一般競争入札	なし(WTO案件)	低入札価格調査制度
1億円以上26億3千万円未満	一般競争入札 (条件付)	県内全域	
4千万円以上1億円未満		各総合支庁単位(4ブロック)	
1千万円以上4千万円未満	同上	総合支庁本庁舎又は分庁舎管内(7ブロック)	最低制限価格制度
250万円超1千万円未満	[事後審査方式]	総合支庁本庁舎又は分庁舎管内の複数市町村の区域内	

- ※ 設計金額26億3千万円未満で、次に該当する工事は指名競争入札とすることができずとされています。
- ・災害の応急工事等、早期に発注する必要のある工事(4千万円未満の工事に限る。)
 - ・製作者、施工者が限定されている工事
 - ・指定修繕工事等で小額の工事(5百万円未満の工事に限る。)
 - ・その他一般競争入札(条件付)とすることが著しく不利益と認められる工事

2. 地域要件と応札可能業者数の確保

1件の工事の入札に応札可能な業者数は20者以上とすることを原則とし、これを下回る場合は、上記の地域を超えた地域要件を設定し、競争性を確保しています。

3. 発注基準(平成21年4月～)

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事/管工事	舗装工事
A	9,000万円以上	1億5,000万円以上	6,000万円以上	3,000万円以上
A及びB	3,500万円以上	5,000万円以上	2,000万円以上	1,000万円以上
	9,000万円未満	1億5,000万円未満	6,000万円未満	3,000万円未満
B及びC	1,000万円以上	1,000万円以上	2,000万円未満	1,000万円未満
	3,500万円未満	5,000万円未満		
C及びD	1,000万円未満	1,000万円未満		

4. 指名競争入札における選定業者数

- ① 建設工事
おおむね12名以上
- ② 業務委託
3,000万円以上は15名前後、1,000万円以上3,000万円未満は12名前後、1,000万円未満は10名前後

5. 総合評価落札方式

評価方式	対象工事	工事価格	評価項目
標準型	難易度が高く技術的工夫の余地のある工事	4千万円超	施工上の社会要請に係る技術提案・交通安全対策、騒音・振動対策、工期短縮等
簡易Ⅰ型	技術的工夫の余地は少ないが、技術的課題のある工事	1千万円超 3億円以下	施工計画、品質管理
簡易Ⅱ型	上記に該当しない一般的な工事(内地域密着型の工事)	1千万円超 原則1億円以下	工事実績、技術者の経験、工事成績(、地域貢献活動)

入札制度(建設工事関係)改善の取組み

1. これまで

年度	一般競争入札(条件付)	予定価格	低入札対策	多様な入札方式	電子入札	改善推進組織
H12				契約後VE試行		
H13	1億円以上の工事に導入(4千万円以上も実施可)	事前公表(250万円超の全工事)	4千万円以上の建設工事に低入札価格調査導入			
H14	4千万円以上の工事に拡大(1千万円以上も実施可)					入札制度改善委員会(庁内組織)
H15				業務委託プロポーザル方式試行	試行導入(11月～)	
H16			調査方法改善・700万円以上の業務委託に導入(1月～)	総合評価落札方式(標準型)試行		
H17				契約後VE実施 総合評価落札方式簡易I型試行(1月～)		
H18					本格実施	
H19	250万円超1千万円未満の工事に拡大(4月一部、1月から全面实施)	事後公表試行(1～3月)	700万円未満の業務委託に最低制限価格試行導入(1月～)	総合評価落札方式簡易II型試行		公共調達改善委員会(第三者組織)

2. 平成20年度

県では現在、14項目にわたる改善方策を四期に分け、順次実施しています。

これらの項目については、さらに慎重な検討を要するものや単年度で解決できない継続的な課題も含んでいるため、必要に応じて計画修正などフォローアップを行なっていくこととしています。

改 善 項 目	
第1期改善 (平成20年4月～)	1 地域貢献の配慮として、公共施設の維持活動を評価
	2 電子閲覧システムの早期導入に向けた基本設計の実施
	3 発注機関におけるコンプライアンスと技術両面のスキル向上
第2期改善(平成20年6月～)	4 過度な低価格入札対策として失格数値基準の導入など
第3期改善 (平成20年7月～)	5 労務単価の調査方法の改善に向けた国への要望活動の展開
	6 業務委託(建設工事関連)に係る評価専門機関の設置を提唱
	9 建設業者のコンプライアンス評価及びランク区分の見直し
第4期改善 (平成20年10月～)	8 予定価格の事後公表の試行拡大と検証
	9 建設業法に基づく立ち入り調査を元請下請対策において活用
	10 建設工事一般競争入札における地域要件の見直し
	11 総合評価落札方式のガイドライン策定と本格的導入の検討
	12 建設工事等における施工実績要件・技術者配置要件の見直し
	13 地元の技術力や品質の確保を目指した共同実施事業制度の創設
	14 指名停止要綱の見直し

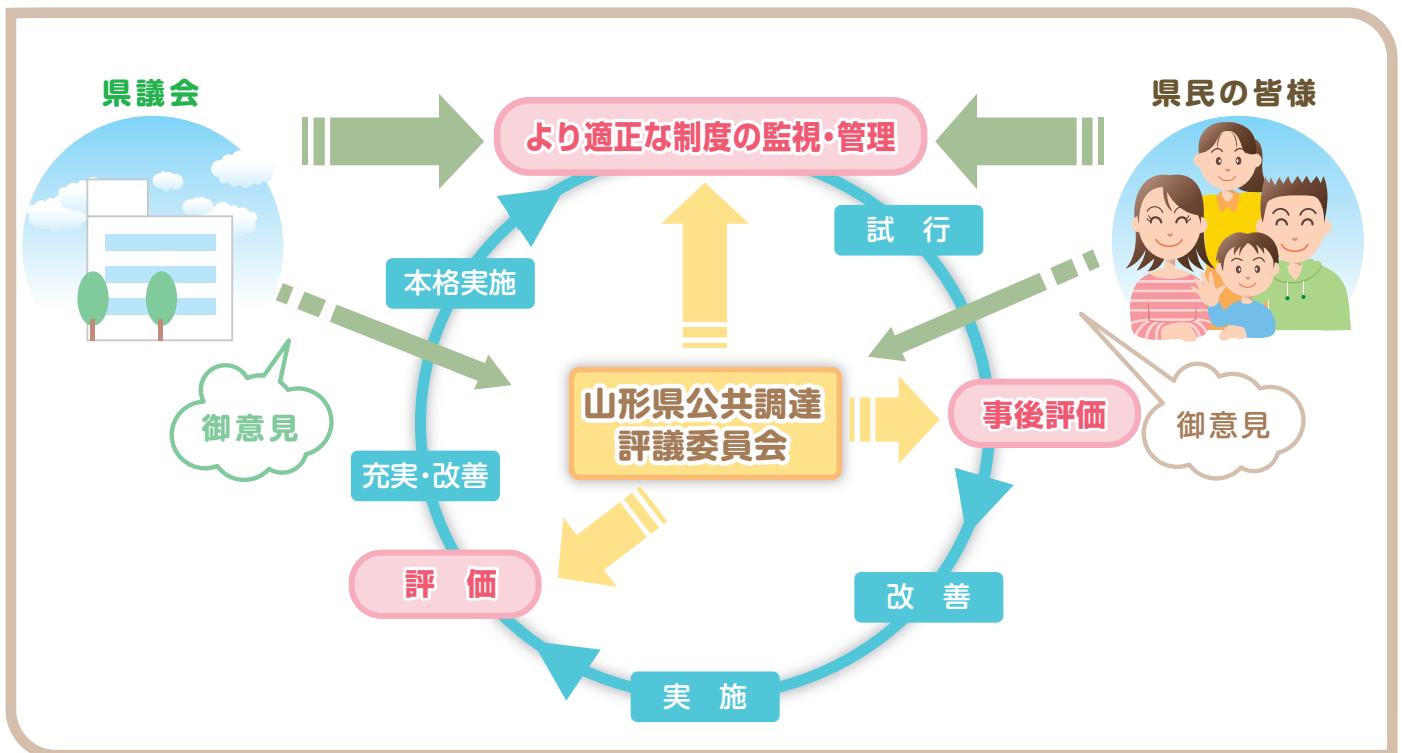
また、建設業の競争激化に加え、不況の深刻化により経営環境が一段と厳しくなっているため、引き続き早期発注に努めるとともに、支払い手続きの迅速化や予定価格の設定に当たっては最新の実勢価格を反映するよう努め、特に年度後半からは次の対策を重点的に実施していくことにしています。

- ① 単品スライドの対象品目の拡大
- ② 除雪委託業務における前払金制度の導入
- ③ 中間前払金制度の活用促進
- ④ 予定価格事後公表試行の大幅な拡大
- ⑤ 地域要件の柔軟な対応
- ⑥ 低入札価格調査制度における調査基準価格の改正
- ⑦ 総合評価落札方式における評価値の算出方法の改正
- ⑧ 低入札に係る履行保証の見直しや受注制限など

3. これから

山形県公共調達基本条例に基づき、山形県公共調達評議委員会の総合的な監理の下、また、県民の皆様からの御意見等も踏まえつつ、PDCAサイクルの考え方に基づき、検証と評価を繰り返しながら進めていきます。

入札契約制度改善プロセスにおける「PDCAサイクル」



「PDCAサイクル」について

■ Plan-Do-Check-Act

- 1 新たな制度や仕組みを導入するにあたっては、山形県公共調達基本条例の基本理念に照らし合わせ、どのような影響が出るかを予測しながら実施しなければなりません。その際、その影響が大きく、しかも不確定要素があるような場合には、段階的に制度を拡充することとし、第一段階の**試行**を実施します。
- 2 その後、導入した制度や仕組みによる影響について、入札事務のみならず建設業全体の諸指標なども参考にしながら、十分に事後評価を行います。その際には、山形県公共調達評議委員会にも状況を報告し、**事後評価**していただきます。
- 3 事後評価の結果を反映した**改善**措置を加えた後、第二段階として**実施**します。その影響についても、山形県公共調達評議委員会において**評価**を行った後、本格実施に移行していきますが、評価の結果によっては、さらに**充実・改善**を加えたうえで**本格実施**することになります。
- 4 また、本格実施後の制度に対して、さらに新たな制度や仕組みを導入する場合にも、これらの改善プロセスを同じように繰り返すこととなります。
- 5 公共調達に係る入札契約制度のすべてについて、その運用状況を常に監視し、また、**監視**していただき、必要があれば少しずつ改善を図りたいと考えています。そのためには、単に各種データに頼るのではなく、関係各方面からきめ細かに意見を聞き、問題点と要望の把握を行うことが肝要であると考えていますので、**県民の皆様**も御意見やお気づきの点がありましたらお声を寄せていただき、**県議会**や行政と一緒に、山形県の入札契約制度を育てていただきたいと思います。

「山形県公共調達評議委員会」のご紹介

「山形県公共調達基本条例」が施行され、条例で定める基本理念にのっとった公共調達に係る入札契約制度の改善について調査審議していただくため、学識経験を有する方8人以内で組織する「山形県公共調達評議委員会」を設置しました。

県の入札契約制度に関する機関としては、これまでも、個別具体的な入札契約案件について、その手続きが適切であるかといった観点から詳細な審議を行う、第三者機関である「入札監視委員会」と、制度の運用に関し、県内部における統一を図り、適正かつ効率的な執行を確保するために設置している、県職員で構成する「入札制度改善委員会」がありました。

それに対し、「公共調達評議委員会」は、入札契約制度の改善策を迅速かつ効果的に実現していくための、専門的かつ実務的な機関として設置するもので、諮問に応じるほか、県の入札制度が、条例の基本理念にのっとった、適切なものになっているかいなかを常時監視し、必要があれば、自発的に調査、審議を行い、知事等に対して改善を求めることが出来る権限を有するという、全国的にも例が無い機関となっています。

現在の委員は、次のような考え方に基づいて人選を進め、議会の同意をいただいたうえで、任命した方々となっています。

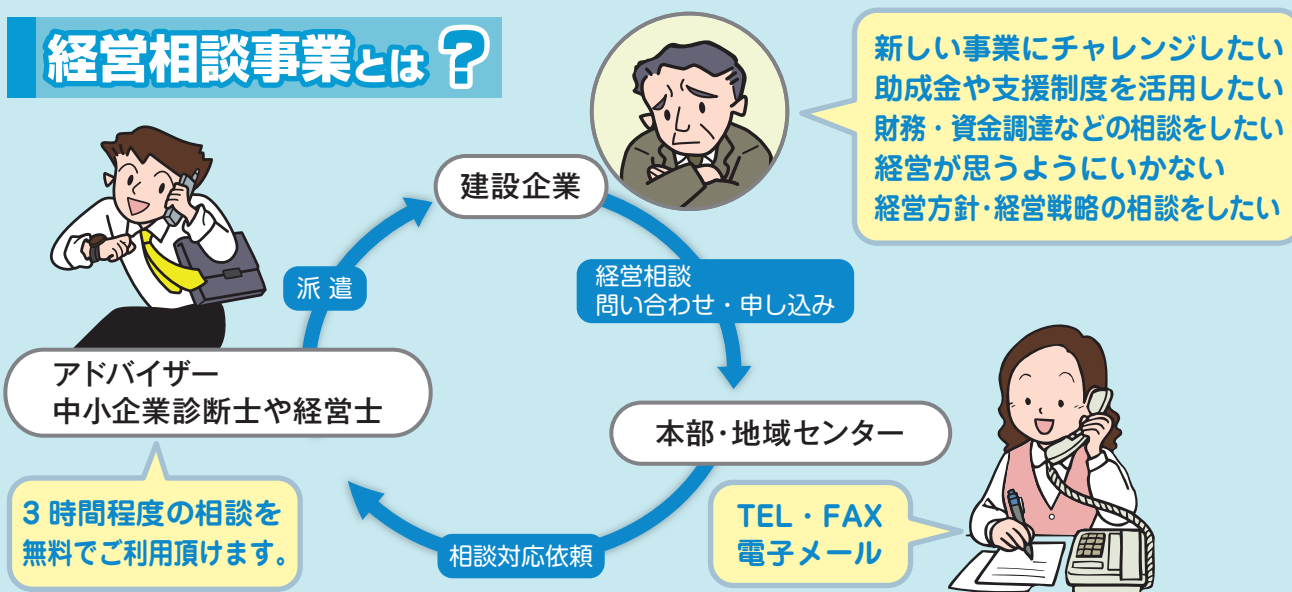
「公共調達制度に詳しい方」、「法令遵守を始めコンプライアンスに詳しい方」、
「発注業務の実情に詳しい方」、「県民の広範な意見を反映できる方」など

ちょっと話は変わりますが、ご紹介つながりということで…

「山形県建設産業新分野進出支援センター」のご紹介！

県では、中小企業診断士や経営士をアドバイザーとする経営相談を無料（1 案件について 1 回まで。）でお受けしています。アドバイザーは県内各地にいますので、センターにお申込みいただければ、ご希望によって、貴社を訪問してのご相談も可能です。また、センターのご利用は、新分野事業に進出することが条件ではありませんが、予約が必要ですので、まずは、下記のセンターに直接お電話ください。

経営相談事業とは？



まずは
お問い合わせ
ください。

	所 在	連絡先 (TEL)
本 部	山形県土木部建設企画課内	023 - 630 - 2658
地域センター (窓口)	村山総合支庁建設総務課内	023 - 621 - 8208
	最上総合支庁建設総務課内	0233 - 29 - 1391
	置賜総合支庁建設総務課内	0238 - 26 - 6099
	庄内総合支庁建設総務課内	0235 - 66 - 5723

公共調達基本条例と 入札契約制度に関する

Q & A

Question

公共調達とは何ですか？

この条例では、県がお金を支払って行うすべての調達のことと定義しています。

したがって、物品の購入や様々な業務の委託、道路や建物の工事発注など、あらゆるものが含まれます。

Question

最も低い価格で入札した者を落札者とし ない場合があるのですか？

いくら価格が安くても、品質に問題があるようなものは調達しない、ということは、個人が買い物をする場合の考え方と一緒にです。

そこで、「本当にその価格で適正な品質が確保できるのか」ということを見極める必要ができてきます。

例えば、県が建設工事を発注する場合には、あらかじめ、その額を下回った場合には落札者とし
ない「最低制限価格」を設けたり、低入札があった場合に、その具体的な内容を調査してから、落
札者とするかどうかを決めたりする方法により不
合理的な価格の入札は失格としています。

Question

価格を度外視して、最高の品質のものを 求めることになるのですか？

県税などを財源とする限られた予算の中で、効率的かつ無駄のない支出に努めなければならないことは、これまでと何ら変わりはありません。

県で積算した予定価格の範囲内であることが絶対条件ですから、その条件をクリアしたもののうち、品質と価格の両面から評価して、総合的に最も優れているものを選択することになります。

Question

工事の品質は、出来上がって見ないと わからないのではないですか？

その工事の最終的な評価については、完成後ということになりますが、県では、これまでの同様の工事での実績とその評価、騒音・振動対策や工期の短縮等の施工上の社会的要請に係る技術提案などにより、入札に参加する業者の技術力を事前に評価し、落札者の決定に反映させる方式を一部の入札案件で採用しています。

Question

発注基準にある、等級(A～D)とは何 ですか？

県の競争入札に参加しようとする者は、参加資格者名簿に登録される必要がありますが、建設業のうち5つの業種に関しては、A～Dまでの4つの等級に格付けし、発注する工事の金額規模に応じて、参加できる等級を限定しています。

また、等級は、経営規模や経営状況等の経営事項審査の点数と、県が定める技術の評価とコンプライアンス評価の点数を合計した総合点数に、必要に応じて技術者数を組み合わせて決めています。

それにより、業者の履行能力のチェックを容易にするとともに、中小企業の受注機会の確保にも配慮しています。

Question

コンプライアンス評価とは何ですか？

狭義の「法令遵守」にとどまらず、地域社会において事業者が社会的要請に適應するよう努めている点についても評価することとしています。

具体的には、公共調達基本条例に定める基本理念に則り、環境保全に関する対策、労働安全衛生や労働者福利厚生への取組み、地域における社会貢献活動等について、様々な角度から審査し、配点しています。

山形県公共調達基本条例(平成20年7月18日山形県条例第43号)抜粋

(目的)

第1条 この条例は、公共調達に係る入札及び契約に関する制度(以下「入札契約制度」という。)に関し基本的事項を定めることにより、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、公共調達に係る入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程からの談合その他の不正行為の排除が徹底されるものでなければならない。

2 公共調達に係る入札契約制度は、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されるものでなければならない。

3 公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されるものでなければならない。

4 公共調達に係る入札契約制度は、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を考慮したものでなければならない。

5 公共調達により調達するもののうち建設工事等は、経済活動等の基盤となる社会資本を整備する社会経済上重要なサービスであり、これを担う健全な建設業者等の育成は、県民経済の発展に重要であることを踏まえ、建設工事等に係る入札契約制度は、建設業者等の技術のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならない。

(県における取組)

第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)を踏まえて、公共調達に係る入札契約制度を運用するとともに、基本理念にのっとり、公共調達に係る入札契約制度を不断に見直し、改善に努めなければならない。

2 知事、企業管理者及び病院事業管理者(以下「知事等」という。)は、毎年度、議会に公共調達に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

3 県は、県内における他の地方公共団体に対し、入札契約制度の改善に関して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(山形県公共調達評議委員会)

第5条 基本理念にのっとった公共調達に係る入札契約制度の改善について調査審議させるため、山形県公共調達評議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、知事等の諮問に応じ、又は自発的に、公共調達に係る入札に参加する者に必要な資格の見直しその他公共調達に係る入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、知事等に対し、必要な改善措置を講ずることを求めることができる。

4 知事等は、前項の規定による求めを受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第6条 委員会は、委員8人以内で組織する。

(委員)

第7条 委員は、学識経験のある者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

お問い合わせ

山形県土木部建設企画課

TEL. 023-630-2572 FAX. 023-630-2632

HP...

検索 

